

主眼事項及び着眼点等（指定障害児相談支援）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1 基本方針	<p>(1) <u>指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者(障害児等)の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行われているか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。</u></p> <p>(3) <u>指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</u></p> <p>(4) <u>指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</u></p> <p>(5) <u>指定障害児相談支援事業者は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。</u></p> <p>(6) <u>指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包摂（インクルージョン）の推進に努めているか。</u></p> <p>(7) <u>指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</u></p> <p>(8) <u>指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所を利用する障害児の</u></p>	<p>法第24条の31</p> <p>平24厚令29 第2条第1項</p> <p>平24厚令29 第2条第2項</p> <p>平24厚令29 第2条第3項</p> <p>平24厚令29 第2条第4項</p> <p>平24厚令29 第2条第5項</p> <p>平24厚令29 第2条第6項</p> <p>平24厚令29 第2条第7項</p> <p>平24厚令29 第2条第8項</p>	<p>運営規程 障害児支援利用計画 ケース記録</p> <p>運営規程 障害児支援利用計画 ケース記録</p> <p>運営規程 障害児支援利用計画 ケース記録</p> <p>運営規程 障害児支援利用計画 ケース記録</p> <p>関係者と連携を図って必要な社会資源を活用して支援していることが分かる書類（ケース記録等）</p> <p>自己評価資料 自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録</p> <p>運営規程 研修計画、研修実</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者</p>	<p><u>人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u></p>		<p>施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類</p>
	<p><u>(9) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。</u></p>	<p>平24厚令29 第2条第9項</p>	<p>適正な援助をしたことが分かる書類、福祉サービス等の提供者との連携したことが分かる書類</p>
	<p><u>(1) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員(指定障害児相談支援の提供に当たる者として平成24年厚生労働省告示第225号「指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの」に定める者)を置いているか。(ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</u></p>	<p>法第24条の31第1項 平24厚令29 第3条第1項 平24厚告225</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 研修修了書</p>
	<p><u>(2) (1)に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数(当該指定障害児相談支援事業者が、指定特定相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数及び指定特定相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数の合計数)が35又はその端数を増すごとに1となっているか。</u></p>	<p>平24厚令29 第3条第2項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 障害児相談支援対象保護者の数の分かる書類</p>
<p><u>(3) (2)に規定する障害児相談支援対象保護者の数は、前6月の平均値となっているか。(ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。)</u></p>	<p>平24厚令29 第3条第3項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 障害児相談支援対象保護者の数</p>	



主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
を設置する場合における特例	談支援事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員が配置されているか。	第4条の2第1項、第2項	業所の従業者名簿、相談支援専門員であることが分かる書類
第3 運営に関する基準		法第24条の31第2項	
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障害児相談支援対象保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	<p>平24厚令29第5条第1項</p> <p>平24厚令29第5条第2項</p>	<p>重要事項説明書 利用契約書</p> <p>重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に 交付した書面</p>
2 契約内容の報告等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。</p>	<p>平24厚令29第6条第1項</p> <p>平24厚令29第6条第2項</p>	<p>契約内容報告書</p> <p>市町村に提出したことが分かる書類（控え等）</p>
3 提供拒否の禁止	指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいないか。	平24厚令29第7条	適宜必要と認める資料
4 サービス提供困難時の対応	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令29第8条	適宜必要と認める資料
5 受給資格の確	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相	平24厚令29	受給者証の写し

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
認	<u>談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第6条の2の2第8項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</u>	第9条 規則第1条の2 の7	
6 通所給付決定の申請に係る援助	指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令29 第10条	適宜必要と認める資料
7 身分を証する書類の携行	指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平24厚令29 第11条	適宜必要と認める資料
8 障害児相談支援給付費の額等の受領	(1) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき平成24年厚生労働省告示第126号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。  (2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けているか。  (3) 指定障害児相談支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しているか。  (4) 指定障害児相談支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、障害児相談支援対象障害者の同意を得ているか。	平24厚令29 第12条第1項 平24厚告126  平24厚令29 第12条第2項  平24厚令29 第12条第3項  平24厚令29 第12条第4項	請求書 領収書  請求書 領収書  領収書  重要事項説明書
9 利用者負担額	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相	平24厚令29	適宜必要と認める

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
に係る管理	<p>談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき法第21条の5の3第2項第2号に掲げる当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して児童福祉法施行令で定める額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。</p>	第13条 施行令第24条	る資料
10 障害児相談支援給付費の額に係る通知等	<p><u>(1) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知しているか。</u></p> <p><u>(2) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しているか。</u></p>	平24厚令29 第14条第1項  平24厚令29 第14条第2項	通知の写し  サービス提供証明書の写し
11 指定障害児相談支援の具体的取扱方針	<p><u>(1) 指定障害児相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</u></p> <p><u>① 指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</u></p> <p><u>② 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。</u></p> <p><u>③ 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに</u></p>	平24厚令29 第15条第1項  平24厚令29 第15条第1項第1号  平24厚令29 第15条第1項第2号  平24厚令29 第15条第1項第3号	障害児支援利用計画 相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成していることが分かる書類  ~~~~~  障害児又はその家族に説明を行った記録(面接記録等)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行っているか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</u></p> <p>① <u>相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</u></p> <p>② <u>相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</u></p> <p>③ <u>相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めているか。</u></p> <p>④ <u>相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しているか。</u></p> <p>⑤ <u>相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決す</u></p>	<p>平24厚令29 第15条第2項</p> <p>平24厚令29 第15条第2項第1号</p> <p>平24厚令29 第15条第2項第2号</p> <p>平24厚令29 第15条第2項第3号</p> <p>平24厚令29 第15条第2項第4号</p> <p>平24厚令29 第15条第2項第5号</p>	<p>障害児支援利用計画 アセスメントを実施したことが分かる書類</p> <p>障害児支援利用計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類</p> <p>障害児支援利用計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類(地域住民の自発的な活動によるサービス等を利用していることが分かる書類等)</p> <p>障害児又はその家族に情報提供した記録 障害児支援利用計画 アセスメントを実施した記録</p> <p>アセスメントを実施した記録 面接記録</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>べき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。</u></p> <p>⑥ <u>相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u></p> <p>⑦ <u>相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第6条の2の2第8項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しているか。</u></p> <p>⑧ <u>相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。</u></p> <p>⑨ <u>相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しているか。</u></p> <p>⑩ <u>相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、サービス担当者会議（テレビ電話装置等の活用可能。）の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</u></p>	<p>平24厚令29 第15条第2項 第6号</p> <p>平24厚令29 第15条第2項第7 号 規則第1条の2 の7</p> <p>平24厚令29 第15条第2項第8 号</p> <p>平24厚令29 第15条第2項第9 号</p> <p>平24厚令29 第15条第2項第10 号</p>	<p>障害児支援利用 計画案 アセスメントを 実施した記録</p> <p>障害児支援利用 計画</p> <p>保護者に交付し た記録 障害児支援利用 計画</p> <p>サービス担当者 会議記録 障害児支援利用 計画 アセスメント及 びモニタリング に関する記録</p>



主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>⑩ <u>相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。</u></p> <p>⑪ <u>相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しているか。</u></p> <p>(3) <u>指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</u></p> <p>① <u>相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害者等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</u></p> <p>② <u>相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第6条の2の2第8項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しているか。</u></p> <p>③ <u>(2)の①から⑦まで及び⑩から⑫までの規定は、(3)の①に規定する障害児支援利用計画の変更について準用する。</u></p> <p>④ <u>相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</u></p> <p>⑤ <u>相談支援専門員は、指定障害児入所施設</u></p>	<p>平24厚令29 第15条第2項第11号</p> <p>平24厚令29 第15条第2項第12号</p> <p>平24厚令29 第15条第3項</p> <p>平24厚令29 第15条第3項第1号</p> <p>平24厚令29 第15条第3項第2号 規則第1条の2の7</p> <p>平24厚令29 第15条第3項第3号</p> <p>平24厚令29 第15条第3項第4号</p> <p>平24厚令29</p>	<p>サービス担当者 会議記録 障害児支援利用 計画</p> <p>保護者に交付し た記録 障害児支援利用 計画</p> <p>障害児支援利用 計画 アセスメント及 びモニタリング に関する記録 事業者等と連絡 調整した記録 地域相談支援給 付決定に係る申 請の勧奨をした 記録</p> <p>アセスメント及 びモニタリング に関する記録 面接記録 経過記録</p> <p>同準用項目と同 一文書</p> <p>施設等への入所 又は入院を希望 した場合に紹介 した書類及びそ の際のサービス 提供記録</p> <p>施設等から退所</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
11の2 テレビ電話装置等の活用	<p><u>設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。</u></p> <p>⑥ <u>相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。</u></p> <p><u>相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して障害児に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。</u></p> <p>① <u>アセスメント又はモニタリングに係る障害児が平成24年厚生労働省告示第233号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域」に定める地域に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障害児の居宅等との間に一定の距離があるか。</u></p> <p>② <u>面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該障害児の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったか。</u></p>	<p>第15条第3項第5号</p> <p>平24厚令29 第15条第3項第6号</p> <p>平24厚令29 第15条の2</p> <p>平24厚令29 第15条の2第1号</p> <p>平24厚令29 第15条の2第2号</p>	<p>又は退院を希望した場合に情報提供した書類及びその際のサービス提供記録</p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p>
12 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付	<p>指定障害児相談支援事業者は、障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等から申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。</p>	<p>平24厚令29 第16条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
13 障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知	<p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>平24厚令29 第17条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
14 管理者の責務	<p>(1) 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務</p>	<p>平24厚令29 第18条第1項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
15 運営規程	<p>の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に平成24年厚生労働省令第29号第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p><u>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</u></p> <p>① <u>事業の目的及び運営の方針</u>  ② <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u>  ③ <u>営業日及び営業時間</u>  ④ <u>指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額</u>  ⑤ <u>通常の事業の実施地域</u>  ⑥ <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u>  ⑦ <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u>  ⑧ <u>その他運営に関する重要事項</u></p>	<p>平24厚令29 第18条第2項</p> <p>平24厚令29 第19条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>運営規程</p>
16 勤務体制の確保等	<p>(1) <u>指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させているか。(ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。)</u></p> <p>(3) <u>指定障害児相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u></p> <p>(4) <u>指定障害児相談支援事業者は、適切な指定障害児相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u></p>	<p>平24厚令29 第20条第1項</p> <p>平24厚令29 第20条第2項</p> <p>平24厚令29 第20条第3項</p> <p>平24厚令29 第20条第4項</p>	<p>従業者の勤務表</p> <p>勤務形態一覧表 または雇用形態 が分かる書類</p> <p>研修計画、研修 実施記録</p> <p>就業環境が害さ れることを防止 するための方針 が分かる書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
17 <u>業務継続計画の策定等</u>	<p>(1) <u>指定障害児相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害児相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</u></p> <p>(3) <u>指定障害児相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u></p>	<p>平24厚令29 第20条の2第1項</p> <p>平24厚令29 第20条の2第2項</p> <p>平24厚令29 第20条の2第3項</p>	<p>業務継続計画</p> <p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p> <p>業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類</p>
18 設備及び備品等	<p>指定障害児相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>平24厚令29 第21条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
19 <u>衛生管理等</u>	<p>(1) <u>指定障害児相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</u></p> <p>(3) <u>指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>当該指定障害児相談支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>当該指定障害児相談支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。</u></p>	<p>平24厚令29 第22条第1項</p> <p>平24厚令29 第22条第2項</p> <p>平24厚令29 第22条第3項</p>	<p>衛生管理に関する書類</p> <p>衛生管理に関する書類</p> <p>委員会議事録</p> <p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
20 掲示等	<p>(1) <u>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定障害児相談支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定障害児相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害児相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</u></p>	<p>平24厚令29 第23条第1項、第2項</p> <p>平24厚令29 第23条第3項</p>	<p>事業所の掲示物又は備え付け閲覧物</p> <p>公表していることが分かる書類</p>
21 秘密保持等	<p>(1) <u>指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害児相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(3) <u>指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</u></p>	<p>平24厚令29 第24条第1項</p> <p>平24厚令29 第24条第2項</p> <p>平24厚令29 第24条第3項</p>	<p>従業者及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>従業者及び管理者の秘密保持誓約書、その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）</p> <p>個人情報同意書</p>
22 広告	<p><u>指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合には、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</u></p>	<p>平24厚令29 第25条</p>	<p>事業者のHP画面・パンフレット</p>
23 指定障害児通所支援事業者等からの利益収受等の禁止	<p>(1) <u>指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービス</u></p>	<p>平24厚令29 第26条第1項</p> <p>平24厚令29 第26条第2項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
24 苦情解決	<p>を利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p>		
	<p>(3) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	平24厚令29 第26条第3項	適宜必要と認める資料
	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	平24厚令29 第27条第1項	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
	<p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	平24厚令29 第27条第2項	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル
	<p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第24条の34第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	平24厚令29 第27条第3項	市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
<p>(4) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	平24厚令29 第27条第4項	市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	
<p>(5) 指定障害児相談支援事業者は、その提供</p>	平24厚令29	都道府県知事か	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
25 事故発生時の 対応	<u>した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の3第4項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u>	第27条第5項	らの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	<u>(6) 指定障害児相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告しているか。</u>	平24厚令29 第27条第6項	都道府県等への報告書
	<u>(7) 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</u>	平24厚令29 第27条第7項	運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料
	<u>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令29 第28条第1項	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録
	<u>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u>	平24厚令29 第28条第2項	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
26 虐待の防止	<u>(3) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u>	平24厚令29 第28条第3項	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)
	<u>指定障害児相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</u> <u>① 当該指定障害児相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> <u>② 当該指定障害児相談支援事業所において</u>	平24厚令29 第28条の2	委員会議事録  研修を実施した

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
27 会計の区分	<p><u>、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u></p> <p><u>③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u></p> <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、<u>指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</u></p>	平24厚令29第29条	<p>ことが分かる書類</p> <p>担当者を配置していることが分かる書類</p> <p>収支予算書・決算書等の会計書類</p>
28 記録の整備	<p><u>(1) 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</u></p> <p><u>(2) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存しているか。</u></p> <p><u>① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</u></p> <p><u>② 個々の障害児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳</u>  <u>イ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画</u>  <u>ロ アセスメントの記録</u>  <u>ハ サービス担当者会議等の記録</u>  <u>ニ モニタリングの結果の記録</u></p> <p><u>③ 市町村への通知に係る記録</u></p> <p><u>④ 苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>	<p>平24厚令29第30条第1項</p> <p>平24厚令29第30条第2項</p>	<p>職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類</p> <p>左記①～⑤の記録</p>
29 電磁的記録等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は5の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情</p>	平24厚令29第31条第1項	電磁的記録簿冊



主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができているか。</p>	<p>平24厚令29第31条第2項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
<p>第4 変更の届出等</p>	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、同施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。</p>	<p>法第24条の32第1項 施行規則第25条の26の7 第1項～第2項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
<p>第5 障害児相談支援給付費の算定及び取扱い</p>	<p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市町村長に届け出ているか。</p>	<p>法第24条の32第2項 施行規則第25条の26の7第3項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
<p>1 基本事項</p>	<p>(1) 指定障害児相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第126号の別表「<u>障害児相談支援給付費単位数表</u>」により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「<u>こども家庭庁長官が定める一単位の単価</u>」を乗じて算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>法第24条の26第2項</p> <p>平24厚告126第一号</p> <p>平24厚告126第二号</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
<p>2 障害児相談支援費</p>			

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(1) <u>障害児支援利用援助費</u>	<p>障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 機能強化型サービス利用援助費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用援助費（Ⅳ）までについては、平成27年厚生労働省告示第181号「こども家庭庁長官が定める基準」に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員については1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（取扱件数）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用援助費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用援助費（Ⅳ）までのその他の機能強化型サービス利用援助費は算定しない。</p> <p>② 障害児支援利用援助費（Ⅰ）については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>③ 障害児支援利用援助費（Ⅱ）については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じて得た数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p>	<p>平24厚告126別表の1の注1</p> <p>平27厚告181の一</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
(2) <u>継続障害児支援利用援助費</u>	<p>継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）までについては、平成27年厚生労働省告示第181号「こども家庭庁長官が定める基準」に適合するものとして市町村長に届け出た指定継続障害児相談支援事業所における継続障害児相談支援対象保護者の数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定継続障害児相談支援事業所の継続相談支援専門員の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。当該指定継続障害児相談支援事業所の継続相談支援員については1人につき継続相談支援専門員0.5人とみなして算定する。以下「継続相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（取扱件数）の40未満の部分に継続相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型継続障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。</p>	<p>平24厚告126別表の1の注2</p> <p>平27厚告181第一号</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>助費（Ⅳ）までについては、平成27年厚生労働省告示第181号「こども家庭庁長官が定める基準」の一に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型継続サービス利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。</u></p> <p><u>② 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</u></p> <p><u>③ 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</u></p>		
(3) その他	<p><u>指定障害児相談支援事業者が、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）（指定基準）第15条第2項第6号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第8号、第9号若しくは第10号から第12号まで（同条第3条第3項において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</u></p>	平24厚告126 別表の1の注3	適宜必要と認める報酬関係資料
(4) 同一の月に指定継続障害児支援利用援助と指定障害児支援利用援助を行う場合	<p><u>指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数を算定していないか。</u></p>	平24厚告126 別表の1の注4	適宜必要と認める報酬関係資料
(5) 情報公表未報告減算	<p><u>法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合には、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u></p>	平24厚告126 別表の1の注5	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(6) <u>業務継続計画未策定減算</u>	<u>指定基準第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u>	平24厚告126 別表の1の注6	
(7) <u>虐待防止措置未実施減算</u>	<u>指定基準第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u>	平24厚告126 別表の1の注7	
(8) <u>特別地域加算</u>	<u>平成24年厚生労働省告示第233号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域」に居住している障害児の保護者に対して、指定障害児相談支援を行った場合（(3)に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</u>	平24厚告126 別表の1の注8 平24厚告233	適宜必要と認める報酬関係資料
(9) <u>地域生活支援拠点等機能強化加算</u>	<u>別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業者において、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)若しくは機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)又は機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)若しくは機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該指定障害児相談支援事業者並びに当該指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度としているか。</u>	平24厚告126 別表の1の注9	
3 <u>利用者負担上限額管理加算</u>	<u>指定障害児相談支援事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告126 別表の2の注	適宜必要と認める報酬関係資料
4 <u>初回加算</u>	(1) <u>指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」の一に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。</u>  (2) <u>初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用</u>	平24厚告126 別表の3の注1 平27厚告181第一号  平24厚告126 別表の3の注2	適宜必要と認める報酬関係資料  適宜必要と認める報酬関係資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>5 主任相談支援 専門員配置加算</p>	<p><u>計画案を障害児及びその家族に交付した日までの期間が3月を越える場合であって、当該障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接した場合（月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限る。）は、所定単位数に、500単位に当該面接した月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算しているか。</u></p> <p>(1) <u>専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が平成30年厚生労働省告示第116号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者」であるものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第四号に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定していないか。</u></p> <p>イ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） ロ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）</p> <p>(2) <u>主任相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他のこれに類する職務に従事することができる。</u></p>	<p>平24厚告126 別表の4の注1 平30厚告116</p> <p>平24厚告126 別表の4の注2</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
<p>6 入院時情報連携加算</p>	<p><u>障害児通所支援を利用する障害児が病院又は診療所（病院等）に入院するに当たり、平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第五号に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ所定の単位数を加算しているか。ただし、次に掲げる加算の</u></p>	<p>平24厚告126 別表の5の注 平27厚告181第五号</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
7 退院・退所加算	<p>いずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ）</p> <p>法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）若しくは障害者支援施設に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に収容されていた障害児又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか。（4の初回加算を算定する場合を除く。）。</p>	平24厚告126 別表の6の注	適宜必要と認める報酬関係資料
8 保育・教育等移行支援加算	<p>指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の①から③までのいずれかに該当する場合に1月につきそれぞれ①から③までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（①から③までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算しているか。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の①から③までのいずれかに該当する</p>	平24厚告126 別表の7の注	適宜必要と認める報酬関係資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>9 医療・保育・教育機関等連携加算</p>	<p>場合に、1月につきそれぞれ①から③までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。</p> <p>① 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合 150単位</p> <p>② 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面会する場合（月に1回以上の居宅の訪問による面接を行う場合に限り、障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費（以下「障害児支援利用援助費等」という。）を算定する月を除く。） 300単位</p> <p>③ 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況も確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（障害児支援利用援助費等を算定する月を除く。） 300単位</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者が次の①から③までに該当する場合に、1月にそれぞれ①から③までに掲げる単位数を加算しているか。</p> <p>① 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する機関（以下「福祉サービス等提供機関」という。）（障害児通所支援及び障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）を行う者を除く。）の職員等と面談又は会議を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助</p>	<p>平24厚告126 別表の8の注1</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
10 集中支援加算	<p><u>を行った場合（障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とし、4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる場合に</u> 応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数</p> <p>(1) 指定障害児支援利用援助を行った場合 200単位</p> <p>(2) 指定継続障害児支援利用援助を行った場合 300単位</p> <p>② <u>障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。障害児支援利用援助費等を算定する場合に限る。）</u> 300単位</p> <p>③ <u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合（障害児支援利用援助費等を算定する場合に限る。）</u> 150単位</p> <p>(2) ③については、次に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度としているか。</p> <p>① <u>病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。）</u></p> <p>② <u>福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）</u></p> <p>(1) <u>指定障害児相談支援事業者が、次の①から⑤までに該当する場合に、1月にそれぞれ①から⑤までに掲げる単位数を加算しているか。ただし、①から③までについては、障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。</u></p> <p>① <u>障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居室を訪問し、又はテレビ電話装置等を活</u></p>	<p>平24厚告126 別表の8の注2</p> <p>平24厚告126 別表の9の注1</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>



主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>11 サービス担当者会議実施加算</p>	<p>用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、障害児支援利用援助費等を算定する月を除く。） 300単位</p> <p>② サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（障害児支援利用援助費等を算定する月を除く。） 300単位</p> <p>③ 福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（障害児支援利用援助費等、入院時情報連携加算の入院時情報連携加算又は退院・退所加算を算定する月を除く。） 300単位</p> <p>④ 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。障害児支援利用援助費等を算定する月を除く。） 300単位</p> <p>⑤ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合（障害児支援利用援助費等を算定する月を除く。） 150単位</p> <p>(2) (1) ⑤については、次に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。</p> <p>① 病院等及び訪問看護ステーション等</p> <p>② 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）</p> <p>指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価</p>	<p>平24厚告126 別表の9の注2</p> <p>平24厚告126 別表の10の注</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
12 サービス提供時モニタリング加算	<p>を含む。)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、<u>障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児相談支援対象保護者に係る障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けているときは算定していないか。</u></p> <p>指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問し（障害児通所支援の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあつては、当該障害児通所支援の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、<u>当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定していないか。この場合において、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定しているか。</u></p>	平24厚告126 別表の11の注	適宜必要と認める報酬関係資料
13 行動障害支援体制加算	<p>平成27年厚生労働省告示第181号「<u>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官が定める基準</u>」第六号に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、<u>1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</u></p> <p>(1)行動障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位 (2)行動障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位</p>	平24厚告126 別表の12の注 平27厚告181第六号	適宜必要と認める報酬関係資料
14 要医療児者支援体制加算	<p>平成27年厚生労働省告示第181号「<u>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官が定める基準</u>」第七号に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児</p>	平24厚告126 別表の13の注 平27厚告181第七号	適宜必要と認める報酬関係資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
15 精神障害者支援体制加算	<p>相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1)要医療児者支援体制加算（Ⅰ） 60単位 (2)要医療児者支援体制加算（Ⅱ） 30単位</p> <p>平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官が定める基準」第八号に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1)精神障害者支援体制加算（Ⅰ） 60単位 (2)精神障害者支援体制加算（Ⅱ） 30単位</p>	<p>平24厚告126 別表の14の注 平27厚告181第八号</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
15の2 高次脳機能障害支援体制加算	<p>平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官が定める基準」第九号に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1)高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位 (2)高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位</p>	<p>平24厚告126 別表の14の2の注 平27厚告181第九号</p>	
16 ピアサポート体制加算	<p>平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官が定める基準」第十号に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚告126 別表の15の注 平27厚告181第十号</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
17 地域生活支援拠点等相談強化加算	<p>平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官が定める基準」第十一号に定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（要支援児）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対</p>	<p>平24厚告126 別表の16の注 平27厚告181第十一号</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 地域体制強化 共同支援加算	<p>して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあつては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第十二号に定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚告126 別表の17の注 平27厚告181第二号	適宜必要と認める報酬関係資料
19 遠隔地訪問加算	<p>障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅、病院等、法第7条第1項に規定する児童福祉施設、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、初回加算（（2）に該当する場合に限る。）、入院時情報連携加算（入院時情報連携加算（1）を算定する場合に限る。）、退院・退所加算、保育・教育等移行支援加算（②に該当する場合に限る。）、医療・保育・教育機関等連携加算（（1）の①及び②に該当する場合に限る。）又は集中支援加算（（1）の①及び④に該当する場合に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。ただし、初回加算については、（2）に規定する面接をした月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。</p>	平24厚告126 別表の18の注	適宜必要と認める報酬関係資料

(注) 下線を付した項目が標準確認項目